よくある質問

No.	質問	回答
1	令和6年2月24日以降、助成対象となる自	申請日時点で多摩市内に在住(住民登録)す
	転車用ヘルメットを購入した後、市外に転居したが	る方のみが対象となります。
	申請できるか?	
2	申請者と購入者が違う場合はどうなるか?	申請者と購入者が違う場合でも申請者と購入
		者の住所が同じであれば対象となります。なお多摩
		市内在住の方のみが対象となります。
3	多摩市外に在住しているが、多摩市内に在住す	申請者、ヘルメット利用者ともに、多摩市内に在
	る家族のために自転車用ヘルメットを購入した場	住(住民登録)する方のみが対象となります。
	合、助成対象となるのか?	
4	保護者と同居する18歳以下(18歳に達する日以	利用者ご自身で自転車用ヘルメットを購入したケ
	後の最初の3月31日までの間にある方)の自転車	ースで、本人名義で申請することをご希望される場
	用ヘルメット利用者が申請する場合、保護者申請	合には、本人申請用で申請いただいても構いませ
	用の申請書で申請しなければいけないのか?	ん。ただし、市からのお問い合わせ等に対応いただく
		場合があります。
5	自転車に乗るために、工事用のヘルメットを購入し	自転車用ヘルメットのみが対象となります。
	たが、助成対象となるのか?	それ以外の工事用やバイク用等のヘルメットは対
		象外となります。
6	本人確認書類を添付する場合、どういった書類を	運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナン
	添付すればよいのか?	バーカード等の写しを添付ください。(なお、マイナン
		バーカードは、カード表面の写しのみ添付ください。)
7	申請書に添付する領収書、レシートは原本を添付	申請者氏名の宛名が入った領収書であれば、
	するのか?	写しても添付書類としてご利用いただけます。
		レシートであれば、原本を添付してください。ただし、
		店舗側が発行した申請者氏名が入った納品書等
		が添付できる場合は、レシートの写しでも添付書類と
	自転車用ヘルメットのほかにも商品を購入して、領	してご利用いただけます。 店舗側が発行した申請者氏名が入った納品書と
8	収書を発行してもらった場合、その領収書のみを添	いった、購入単価等の明細が分かる書類を合わせ
	収音を光行し(もらった場合、その根収音のみを添 付すればよいのか?	て添付できる場合には、添付書類としてご利用いた
	11 9 401996 10211.	だけます。
9	領収書のただし書はどうすればよいのか?	これから購入される場合は、「自転車用ヘルメット
7	- 1× 1八 日 × / 1⊂1⊂し 日 1はС / ア タ タ レにはぬ V ゚V ノ / / ゚ ゚	代」とご記入ください。
10	令和6年2月24日以降に助成対象となる自転	店舗側が発行した納品書等を添付いただけれ
	車用ヘルメットを購入したが、レシートを捨ててしまっ	ば、申請できる場合がありますので、事前にお問い
	た。申請できないか?	合わせください。
11	安全基準の認証が確認できる資料として、何を	購入された自転車用ヘルメットのパンフレット、取
	添付すればよいのか?	扱説明書、製造事業者のホームページ等で該当
		する部分の写しを添付ください。
12	親子で同じヘルメットを購入して、本人申請用と	同時に申請される場合で、共通する添付資料
	保護者申請用で、それぞれ申請するが、添付書類	は、別々に添付する必要はありません。
	等はそれぞれ別に添付しなければいけないか?	なお、郵送で申請される場合は、一つの封筒に
		まとめて郵送いただくようお願いします。
13	商品券を受け取った後、多摩市外に転出するこ	必要ありません。
	とになりましたが、商品券を返還する必要はあるか?	
14	申請してから、どの程度の期間で商品券を受け	2ヶ月程度のお時間をいただきます。※申請書類
	取れるか?	に不備がある場合、申請が集中する時期等はさら
		に時間がかかる場合があります。
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·